

パークス非難論争

—— 条約改正史の一齣 ——

杉 井 六 郎

〔要約〕 明治初期外交史上に於て、イギリス公使パークスが極めて重要な役割を果していたことは周知の事実である。しかるに、従来彼の北京転出の経緯に關しては、深くその淵由を追求されることがなかつた。

本稿はその間の経緯を新たに渉獵しえた内外の史料に基づき解明し、条約改正運動の先駆的な性格として規定せんとしたものである。彼に対する喧々たる非難の聲は、我國の近代史の歩みに於ては裏道のことであつて、外交史の表面に出て来る事態にまでは至らなかつた事情があつたが、論争の形成経過には、正しく井上外務卿の条約改正交渉の一齣として位置付けせられるべき性格があり、そこには又当時のイギリスの極東外交の実態、並びに我國をめぐる国際關係が浮彫りにされていて明治初期外交史上の転換点と目されると云う点にある。勿論本稿に於ては、當時に於けるイギリス議会の議事録や政界上層部のうごきを明かにしえなかつたし、非難論形成に關連する國民的な動向の究明を他日に譲らざるをえなかつた。

一 はじめに

せていたとも考えられる。

撰津、桜井の里に杖を牽いた人は、誰しもそこに立てられてゐる数基の石碑を見たことであろうが、その一つの石碑の裏面に、イギリス公使パークスの明治九年暮の讃仰の辞を読んだ人は極く稀なことと思う。こうしたことは、一片の外交辞令に過ぎないとは思ふが、つぶさに維新変革

そのパークスに關しては、既に兎角の論議があつた様であるが、今は殊に彼への非難の聲が喧々となつてくる頃から遂に彼が罷免せられるに至るまで——明治十二年から十六年まで——の経緯を通じて、イギリスの対日政策の性格及び立場、これに対応する明治の外交の実態を剔抉しよう。

の経緯を目撃した彼には、當時の時代風潮に深い関心を寄

しかるに、パークスに關する本格的な研究は寥々たるこ

とに先づ奇異の念を禁じえない。凡そ彼に關する体系的な論稿は、ディキンズ、レーン・ポール共著の「パークス伝記」(F. V. Dickins and S. Lane-Poole: The Life of Sir

Harry Parkes, London and New York, 1894, vol. I. II.)

以来皆無と稱してよい。^①日本の近代国家形成の過程に於て絶えず重大な役割を果して来た彼にしては、余りにもその姿は明瞭を欠く憾がある、こと幕末、明治の外交史を論ずる際、パークスの名は随所に散見するのであるが、それらは概ね断片的な消息に過ぎないものであつて、殊にパークス罷免の経過を明治初期外交史の上で、綿密に位置づけしよとした研究は寡聞にして末だ聞かない。^②

私はここにパークス非難論争の経緯をあらたに涉獵しえた史料に基づき追求してみたい。

① 最近受取つたロンドン大学のヒーズレー教授(W. G. Beasley)の筆者への書翰によると、次の如く言つてゐる。

The Career of Sir Harry Parkes is also a much-neglected study. So far as I know there has been nothing of real importance written about him since Dickins' biography,.....

② 下村富士男氏「明治維新の外交」・山本茂氏「条約改正史」・清沢洸氏「外交史(現代日本文明史)」・渡辺幾治郎氏「日本近

世外交史」・新日本史大系「近代社会」・信夫清三郎氏「近代日本外交史」等諸事件についての断片的な彼の行動や、その基本的な性格付けには既に事欠かない。

二 非難論の経過

「英國公使告別支那ニ赴任スルニ臨ミ 上特別ノ恩召ヲ以テ御陪食被仰付之事ニ付、八月二十二日十二時前ヨリ約三半過ニ至ル近時ノ盛会也 參議皆之ニ陪ス」^①

とは、明治十六年八月二十二日、当日のメニューの裏に、陪席した吉田清成が書きしるした覚書である。^②

上海領事であつたパークスが日本に赴任して来たのは、慶応元年(一八六七)閏五月二日であつた。かくて代理公使ウインチェスター(神奈川駐在・イギリス領事)に代つて、特派全權公使オールコックの後を継いだ。爾来、明治十六年まで、十有八年、名実ともにイギリス極東外交の代弁者として、又先進諸列強の代表者として、日本に駐在した。そのパークスが、北京駐劄特命全權公使に転任するに當り、その送別の午饗會が宮中で行われた。其後、彼は北京駐在中、朝鮮大使をも兼ねて、条約の締結に力を尽したが、遂に過勞のため、明治十八年三月客死した。^③

一代の辣腕外交家として、イギリス不動の勢威は、そのまま彼の立場と思われていた彼が、永い駐日期間の、しかも予議会の交渉の未だ決定を見ない中途で、いかなる事情の下に北京に移されたか、私はいま、彼の日本公使罷免の経緯を便宜上次の四項に分けて考察を加えてみよう。

① 吉田文書欠番。(京都大学文学部国史研究室所蔵) 以下単に吉田文書と称す。

② 当時吉田清成は外務大輔。吉田太郎又は清成は薩摩の人、晩翠(松廻舎)と号す。弘化三年(一八四二)生れ、明治二十四年(一八九一)八月三日死、枢密顧問官、子爵。慶応のはじめ藩主斎彬から選抜され、イギリス留学生となる。留学三年、その後アメリカに渡り、明治四年帰朝、大蔵省に出仕し、租税権頭、大蔵少輔を歴任、士族公債につき尽力。明治七年九月特命全權公使としてアメリカに赴任、吉田・エヴァーツ条約の成立に尽力。グラントの来朝の際は夫妻にて万端折衝に當る。十五年一月まで八ヶ年アメリカ駐劄公使。七月帰任、外務大輔となり、井上外務卿の下で十八年九月まで外務次官、後農商務次官、元老院議官を歴任。(吉田文書・三〇〇〇の一、二、三・三一〇四)による。大日本人名辞書によると、生年、イギリス留学、帰朝が夫々一年ずれて生れは弘化二年とあり、井上外務卿の下では常に意見が合わなかつたと記されてゐる。

③ Dickens and Lane-Poole, op. cit., p. 427.

なお彼の駐在期間は厳密には岩倉欧米視察の際と夫人病氣悪化

のため賜暇帰國の前後通算約四年間のアダムス・ワートソン・ケネデーの三人の代理公使の期間が介在する。

I イギリス本国の対外政策の展開と ヘンネツシー書翰

一八六八(明治元)年、首相の地位にあつたのは、デイスレリー(B. Disraeli)であつたが、代つて、一八七四(明治七)年まで、その後を継いだのは、自由党のグラッドストーン(W. E. Gladstone)である。その時期には、七一(明治四)年には西グリグアランド(Grigalund West)のキンバリ(Kimberley)はイギリス領となり、オランダから黄金海岸を譲り受け、更に西グリグアランドをケイブ植民地に併合し、越えて七四年にはフイジー島(Fiji Is.)を領有した。一八七四年から一八八〇(明治十三)年までは、再びデイスレリーが内閣を組織したが、七五(明治八)年にはエジプト大守からスエズ運河の株を買収し、七七(明治十)年には、トランスヴァール(Transvaal)を併合し、翌年には地中海のサイプラス島、西南アフリカのウォルズイス湾(Walvis Bay)を併合し、更に八十(明治十三)年には、アフガニスタンと戦い、領土的な発展は顕著な傾向にあつた。

その年挂冠し、再び組閣した彼の内閣は、八五(明治十八)年まで続いたが、トランスヴァールと戦つて敗れ、南アフリカ共和国の再建を承認することはあつたとしても、八二(明治十五)年には、遂にエジプト・スーダンを占領し、八三年から四年にかけては、ニューギニヤを掌中に収め、東アフリカのソマリランドを保護領とし、翌八五年には、南アフリカのヴチューナランド(Bechuanaland)を保護領とした。次いで、首相の地位についたソールズベリー(Sir Salisbury)に於ても、八六(明治十九)年には、ビルマを併合し、西アフリカのナイジアリア及びアラビヤ海のソコウトラ島を保護領とし、領土的な拡大は自由主義貿易の旗幟の下に執拗に行われた。

即ち、諸地域に於ける領土的膨脹はいよいよさかんであり、その貿易に於ては、関税率に関する限りは、特別に緩和の措置を講じていなかつた点も注目されるべきであつた。^①この様な背景を荷担うパークスが税則改正を実現しようとする日米新条約(吉田・エヴァーツ条約)に強い反対の意嚮を示したことも容易に理解しうるのである。勿論、すべてのイギリス政党の首脳が極端な侵略外交を標榜する領土拓

張論者ではなかつた。グラッドストーンが専ら熱意を示すのは、選挙法、国教制の廃止、アイルランド問題等の内政問題であつて、保守党のソールズベリーにしても、アフリカ分割の仲間入りをすることは是認してはいたけれども、根から之に賛意を表してのことではなく、最も望ましいとは考えていなかつた。^②

かく見てくると、当時のイギリスの外交政策の基本線には、急激な変化は期待しえない。されば、パークスの外交態度に転換を要する様な傾向は認められなかつた。パークスは充分にその責を果し、イギリス政略の代弁者たる職務に忠実であつたと思えるのである。

即ち、明治六(一八七三)年一月十六日付のイギリス外相グランヴィル(E. Granville)の条約改正に関する訓令には、「英国臣民の利害は何を要求するか、如何なる譲与は之をなすを便宜とすべきか、在日本各代表者とは如何なる度合に協調しうるか等を判断するは、一に貴官の伎量に俟つ」(傍点筆者)とあつて、^③万幅の信頼を寄せられた全権代表としての地位が保証されている。明治八年、寺島外務卿

は税率平均一割九分強の案を以て、条約改正に乗出したのであつたが、パークスは痛く之に反対して第一回談判は不成功に終り、更に十年十月頃、再度の改正交渉を受けた際、彼は自国居留民に回文を發して、その注意を喚起し、又ソールズベリー(外相)からその改正案に対する意見を求められて、居留民及び各国公使の意嚮をのべて、税権回復の改正案に反対の旨を回答したが、外相はその報告を基にして、当時の駐英公使上野景範にその要求の同意し難き旨を通告して来たのであつた。^④

かくすると、我々は、パークスのイギリス代表としての堅実な立場と本国政府との深い連繋、理解を感じこそすれ、彼の日本に於ける外交上の生命が、本国政府の要望に答ええず、動揺常なき不安定のものであつたとする事は出来ない。しからば、これはパークスの出自や、その所屬する政党に由来するかと言うに、又我々は、さうした有力な事由をあげることは出来ない。^⑤ 彼は彼の外交上の地位を繋ぐ理由は一体奈辺にあつたかというに、若冠十四歳(一八四一)にしてマカオに來り、厦門の領事を振り出しに香港、広東、シヤム、上海と駐在し、北京条約締結の際には、

(一八六〇・方延元年) 清朝下の中国民衆のはげしい抵抗を身を以て体験し、広東では、市政総督として、イギリス貿易商の代表者として、その役割を果し、凡そ他外交官の追隨を許さぬ実生の身代を誇りうるものであつたと考えるより致し方あるまい。^⑦

かくて見て来ると、パークス罷免の背後には、更に特殊なケースを考えてみる必要があるとなつて来る。しからば、それは何かと言うに、同じ極東に駐在し、しかも地位・技量・手腕ともに彼に匹敵しうる有力士のパークス外交批判ではないかと考へるのである。

幸い、私はこの鏝とも目すべき有力士の書翰を涉獵しえたのである。それは、明治十二年來朝した香港總督知事、ジョン・ホープ・ヘンネシー(John Hope Hennessy)の書翰である。

ヘンネシーは來朝当時、東京日日新聞が「才高く學博く」、「特に政治に經濟に通達し」、イギリスの「保守党中にて其声最錚々」たる人物と称され、明治政府の非常な期待を受けた。しかしして極東外交に関しては、パークスに拮抗しうる最も有力な人であつた。^⑧ その書翰は、同年六月二

十四日付、東京で發函したソールズベリー宛、同じく、八月二十四日、奈良から出されたグラッドストーン宛の二通の親展である。ソールズベリー宛の書翰によると、東洋に於ける英國の利害に影響する些か微妙な問題について申し上げたいと前置きして、「中国及び日本に於ける英國の現在の地位は本来あるべき姿と相違する」、殊に日本に於ては「最悪の状態」にある。どうして又なぜ、この様なことになつたのか、決定的なことは申し上げかねるけれども、パークスが余り永く帰國を延引——永く公使の椅子に留まつて——いる事實に由来するものであると言わずには居れない。事實パークスの条約改正交渉に於ける傲慢な態度は、東京に於いては醜聞にまでなり、他方、アメリカ、ロシア、イタリー等は皆寺島外務卿又は政府要人との間に円滑に、迅速にことを進めている。「パークスに対しては、私は個人的には非常な好意をもつて居るけれども、若し貴下が代理公使ケネデー (J. G. Kennedy) を日本に留めて、公使 (パークス) だけロンドンへ召喚するならば、やがてこの異動がより良い結果をもたらすものであることに気付かれるであらう。熟練な専門家を中国及び日本に於ける恒久的な

公使として遇する制度の存続させるか否かの問題は、遠からず再考慮を要することになるであらう。その制度に何らかの利便があつたとしても、それも現在では絶えてしまつており、又貴下の配下にある多くの有能の士の中でも、日本駐在公使の任に適格の人が確かに一人ならずあるに違いないと期待している次第である。中国語や日本語の智識などは、外務省の眞の且つ規則正しい訓練に比較すればさして重要ではない。専門家(パークスの如き)というのは、自分の仕事の範圍以外は何物をも顧みない様であるが、もつと広範な経験をもち人ならば、政府が捲き込まれるかもしれない不測の困難をも、決して見落すことがないし、イギリスの利害に関して、より大きな理解を有している」のだと保守党内閣の領袖に考慮を促している。その表現は極めて注意深く鄭重ではあるが、パークスの態度はイギリスに直接利害を及ぼすデリケートな問題として、遂に言わざるべからずと云う感^じである。

グラッドストーン宛の書翰にも、「現在日本に於ては、パークスの執つている幾分手きびしい政策の影響から、イギリスに關することは何んでも色眼鏡で見られている。パ

ークス個人としても、又公使としても、彼は中国駐在の時と同様、有能の士であり、又人柄も良いのであるが、しかし、その不遜なやり口は依然として少しも改められていない。私の古い政友の中には、東洋に於けるロシアの勢力の浸潤を憂えるものがあるが、彼等は日本の要職にある人々や青年有為の人達が、今やイギリスを敵国と見做しつつあるという重大な事実を気付いていない。これは現政府に何か手落があると私は言つて居るわけではないが、私は再三日本政府要路から次の様な言葉を聞いている。グラッドストーンの會つて示した様な寛大な政策を、現在我々が受けている威嚇的な政策の代りにパークスが採用してくれたら、我國の対英感情が如何に異つたものとなるだろうと。事実パークスの威嚇的な政策は日本に於けるイギリスの勢力・地位を強化することにならなかつたばかりか、却つてロシアやアメリカに占有する資格もない筈の地位を日本に獲得せしめることになつた」と。

ヘンネツシーのパークスに対する見解は感情的な陰口は少しも認められない、いわばイギリスの利益代表として自由主義外交の線を堅持するものであり、^⑩しかも兩覚首脳に

宛てたものであつたから、当時のイギリス政界に深甚な注意を喚起するものであつたことは、當時はデイスレーの第二次保守党内閣の時であり、前述のイギリスの情勢分析からしてもほとんど疑ないことである。

残念乍ら、いかなる議論が惹き起されたか、現にその年の十一月中旬、パークスはロンドンにいたのであるが、デイクンズはその間の消息は少しも伝えてくれない。しかし「伝記」に見えないことは、そのまま紛議のなかつた証明とはなしえまい。そこに、必ずや、パークスの繰出す対日態度につき再検討を必要とする気運の高まつて来たと推論することは決して強弁ではあるまい。

①② 矢口孝次郎氏「イギリス帝国主義史論」。小松芳喬氏「イギリス帝国主義」を参照。

③ 反古草紙・二四三―四頁。

④ 島田三郎著、「余約改正論」・三八七頁（明治文化全集、第六卷、外交篇）

⑤ 山本茂氏・「余約改正史」、一九八一―二〇二頁。

⑥ 林董述、「後は昔の記」（時事新報社刊）一一〇頁（明治四十三年刊）。

⑦ Dickens and Lane-Poole, op. cit., vol. I.

⑧ 東京日日新聞・明治十二年七月五日。彼の詳細な経歴につい

ては明かにしえなかつた。御高教を乞う次第である。

⑨ 早稲田大学大隈研究室所蔵、大隈文書C、三〇〇、三〇一。

以下単に大隈文書と称す。

⑩ 林董述、「後は昔の記」、一六四頁。大隈がヘンネツシーに稅權回復の主張に言及する毎に、彼が巧みに話題を転じてしまつたことが記されているが、こうした傾向は彼の兩首惱宛親展に徴しても予想しうることである。

II リード及びハウスのパークス非難論の形成

パークス非難論は一ヘンネツシー書翰のよく為しあたらざるは老練・辣腕をもつて鳴るパークスの地位に対しては蓋し当然であろう。非難論形成には猶幾多の素地が必要であつた。以下三項に涉つて経過をあとづけてみよう。

A パークスの諸列強代表上の地位

一八七九(明治十二年)四月二十一日といへば、日米新條約がワシントンで批准書の交換を了えてから二週間、日本では未だ公表はされていなかつたけれども國際的には周知のことであつた。① その二十一日のリ・パブリカン (Republican) は、The Japanese Nation as a Power と題して論説を発表していた。② 同紙は新條約締結に関してアメリカが諸

列強の中で、主導的な立場を占めたことに関する喜びを卒直に表明し、しかも「アメリカとしては貿易上の利益は確保している」という具体的な実行意志を表明している。③ 更にイギリスに関して、「我々はイギリス新聞紙の論説から、駐英日本公使(上野景範・筆者註)がアメリカから得たと同様の互譲の態度をイギリス政府から獲得しようとする運動していることを注目している。しかもイギリス政府が、その努力を拒まうとすることは明瞭であり、その態度は日本の立場を刺戟するほどの頑丈さを示している。しかし、日本公使の真剣な、且つ忍耐強さによつて、その傲慢な態度は最後には好転するだろう」と。事実寺島外務卿の稅則改正に對するイギリスの動きは、殊にアメリカ・ロシア以外の諸国よりも稅率を低額とすべきことと提議したのであつたが、稅額に關しても、又交渉會議の形式にも、七月十日不同意の回答を寄せて來たのであつた。④

この通牒が、パークスの日本の財政・經濟に關する報告書に基くものであつたことは申すまでもない。日米新條約は、國際法的な立場からは、サー・パンスフォートの指摘したと言われる様に通則に反するものであつたとしても、⑤

アメリカの新聞には、イギリスの態度を非難する論調があらわれて来た。即ち、「日本に住んだアメリカ人は、イギリスの示す残忍な政策に皆同様にけしき義憤を感じて帰つて来る」、「日本に阿片を輸入せんとした非人道的な措置」、「彼(パークス)が示した検疫法に対する全くの軽侮、これらは正しく彼の名を永遠に評判の悪いものにするのである」と。①。当時、実際にイギリス公使の威圧的な態度に屈服せしめられる事件が続発した。銃獵規則問題、阿片密輸事件(ハルトレー事件)、万国新聞事件、外国船乗込規則問題、検疫法、税関規則、鉄税改正問題、領事裁判の実施問題等々、②。周知の様に、ハルトレー事件が契機となつて、主として法権の回復に主張するところのなかつた寺島改正案は、国内輿論の反撃にあつて失脚した。

こうした経緯を通じて、政府が殊にアメリカに依存する傾向をもつに至つたのは、当然の径路であつた。しかも驕慢なパークスに対しては、彼との応接を潔しとしない風潮も当時の要路には生れて来ていた。③。従来、日本に於ける外交団主席の役割はパークスであり、アメリカはその政策の水路に従つて泳いでいたが、次第に自主性を發揮しはじめ、

単なるゼスチュアでなく日本の合理的な要求には、つとめて譲歩を示し、そのため多くの場合、パークスの外交に反対する様になつた。勿論これに應じて、日本には単なる友好的な国に依存しようとするばかりでなく、アメリカへの接近を以て、イギリスの圧迫を牽制せんとする意図もあつたろう。しかも当時一居留外人は既に次の様にイギリスを諷していた。「流石は積もる年には克ち難く、殆んど老衰困頓に沈まんとする所の英獅は今や其運命も正に傾くあらん」と。④。即ち経済上の指数では両国の關係は正に転換点にあり、いわばイギリスは追われる立場に移りつつあつた。

かかる際、パークスの外交態度の決定は、本来、本国の諸要請に基くことは論を俟たないが、より本質的には情報提供者である彼自らの現状分析に由来するものである。その点では情勢分析の正確、綿密さこそ唯一の依拠たるべきものとなる。しかれば、彼の情勢の分析は常に綿密・周到であつたか。

① 日本での公表は同年七月一日、グラント来朝を機として大政官布告で出された、ところがアメリカでは既に批准書の交換前に、明治十一年十二月二十四日、その大綱が発表されていた。
 条約締結当事者である吉田清成はグラント歓迎準備のため帰朝

中であつたので、代理公使吉田二郎は「甚だ好ましからざる」と心配して「他各国との談判上便宜其他御見込之処御伺」と書翰を寄せて来た。(吉田文書、二九三〇、吉田二郎書状・明、11、12、26)

② 吉田文書、三二八八、(チャールズ・ラウマン書状、封入スクラップ)。

③ 同条約第十章に特別措置の規定はあるが、アメリカとしては具体的な実行意志はもつてゐた。その点はトリート教授 (Payson Treat) を指摘する通りである。(Diplomatic Relations between United States and Japan, 1, p. 576.)

④ 吉田文書、二五九三。(日本外交文書、第十二卷四三文書)。

⑤ 下村富士男氏、「明治維新の外交」、二七九頁。

⑥ 清沢湧氏、「外交史」、二一八頁。(パンسفオートに関しては大隈文書、C、三〇一に香港の法務長官をやつていたことが窺える)。

⑦ 吉田文書、二三九〇、A Scrap of Newspaper, Dec. 28, 1880. この論説は Our Oriental Neighbour と題するものである。その発刊紙名は不明。

⑧ これらの問題の経過は、下村富士男氏、「明治維新の外交」が詳細である。但し万国新聞事件については、山本茂氏「条約改正史」、二二―三頁の記述にもある様にパークスの態度は公正であり、そのために外字新聞は、彼を非難する程であつた。

⑨ 清沢湧氏、「外交史」、一六七頁。

⑩ 大隈文書、A、四四一五。(ジャン・ヘラルドに載せられたハウス(後出)の言葉)

B 琉球帰属問題をめぐつて

パークスの外交態度に痛棒の加えられるもう一つのきっかけは琉球帰属問題である。そもそも、征台の役に関しては、彼は当初から反対の意嚮を表明し、大久保の北京談判に於ける賠償金問題に就いても、冷やかな論評を加えた。^①明治十一年、彼は何如璋の調停依頼は断つてはいるが、しかしこれは彼がこの問題に重大な関心を寄せての上であつたろう。^②数次に渉るロバートソン (Brooke Robertson) の書翰は雄弁にこれを物語る。

明治一二年四月、沖縄県の設置以来、兩國の紛糾はその自主的な解決を見込めないものにしてゐた。たまたま、七月世界周遊の途次、中国から日本に立寄つたグラント (U. S. Grant) は兩國の調停役を担い、仲裁周旋につとめた。

その調停案は、「明治文化全集」、22、琉球事件(克蘭德氏意見)によると、ニューヨーク・ヘラルドの八月十五日及び九月一日の紙上に掲載され、筆者は彼の随行記者、ラッセル・ヤング (John Russell Young) であつた。九月五日付、ニューヨーク発の吉田二郎書翰(吉田清成宛)にも、

「グラント氏と琉球一件に関し、対話有之候趣を以て、紐育ヘラルド新聞殆んど *Eight Columns* 程細字にて致三刊行候、右はヨング氏の寄する所ならんかと被察居候」とあり既に海外に周如の筈であつた。^⑤ところが、その年の暮の *The Times Weekly Edition* を見ると、ヤングと同じ年の一月から三月にかけて来日したイギリス下院議員、元造船長官、リード (*E. John Reed*) との琉球問題に関する論争が載せられているが、我々はそこに奇妙な事実に発見するのである。

このタイムズ・ウィックリー・エディションのスクラップは、明治一三年六月一七日、イリノイ州、グアレナにグラントを訪問した吉田清成が、彼から手渡されたいわば、らわくつきのものであつて、「一括して *Newspaper Cuttings, regarding to Liu Kin question* と題されてゐる。^⑥」しかし、タイムズの論者は双方とも、日本の最新の事情に通曉していると期待しても何等不思議はない人達であつた。^⑦論争は三次に涉つて行われた。スクラップには日付の不詳のものがあるが、その論旨から *The Dispute between China and Japan* と題するリードの論稿を甲、これに反論し

た *The Loochoo question* と題するヤングの論駁を乙(十二月十二日付)、又その反批判 *Loochoo question* を丙(十二月十八日付)とする。

(甲) 「日本・中国間の紛糾は欧州の新聞紙上にもしばしば載せられているが、それは戦争になるのではないかと強い危惧を寄せているからだ」と前置きして、アーネスト・サトウ (*Ernest Satow*) やアストン (*W. G. Aston*) の所説を引用しつつ、非常に綿密に日本と琉球との歴史的な關係をのべ、而して北京会談については、「中国側が賠償問題と帰属問題を一緒に解決出来ると軽卒にも考えていたことは確かだ」と言い、^⑧最後に、日本政府の執つた態度を「平和に対する友愛と希望の最も和やかな確証を与えるもの」と弁護して、「私の最大の望みである平和の維持はシナ駐在のわが有能な、思慮ある代理者、トーマス・ウエード (*Thomas Wade*) の伝えられる仲裁」に懸つており、これが享け入れられることを心から信ずるものであると結んでゐる。

(乙) リードの論稿は非常に懇切であると認めつつ、ただ日本側に偏していることを指摘し、しかもリードの全く氣

付いていない新事態が発生した。「私が個人的な智識から、これを皆さんに伝える場合異常な関心が湧き起るだろう、その新事態とはグラントの調停である」と記者意識旺盛の筆を進めた。かくて、彼はその調停始末を次の様に述べて結んでいる。「私の記憶するところでは、グラントが帰国してから、日本政府の公信で、恭親王がグラントの調停書翰に甚だ満足な意志を返翰して来たということを知らされた」と。

しかしこの経緯は既に三浦周行博士が明確にせられた如く、グラントはいわば時の氏神の役は果しえなかつた。(日本史の研究・第二輯所収・「新日本の大恩人ゼネラル・グラント」・参照)しかも、この論争の行われている際に、グラントが中国政府からも返信を受けていたかどうか、現存の文書による限りでは確認出来ない。ヤングは論争の性格から上述の様に言い切つたのであろう。^①

(丙) 「ヤングの論稿に見られる事實は極く最新の状況を述べたものであり、又何の束縛もなく公開したと云うことには、深い満足を覚えた」とし、リードは自己の情勢判断の不足を自白している。しかしリードが再び論陣をはつた

のは、未だ他に理由があるのだとして、「私はヤングだけでなく、ググラス(Douglas)の論文にも答えるものである。グラントの仲裁介入は確かにヤングの知らしてくれた通りであると信ずるけれども、その結果は決して期待のもてるものではない」と。(ググラスの論稿についてはその内容を明確にしえない)

以上の様な論戦を通じて、今改めて問題としなくてはならぬのは、イギリスの極東外交に対する関心の厚薄を決定する甲の掲載日の推定と、甲、丙に見られるリードの琉球問題に関する理解の基礎である。

先づ甲の掲載日付であるが、乙の論調から見て、次の様に考えることが出来よう。

(イ) グラントの来日以前(明治十二年七月)、若しくは降つても、ヘラルドに右調停案の掲載された八月二十五日乃至九月一日以前とする。

(ロ) グラント調停公表後、若しくは十二月初旬とする。ところが、(イ)の時期とすると、グラントは既に滞歐或は滞清中から琉球問題に関して深い関心をもつていて、その旅行の途次或は帰国直後発表されたリードの論文に注目し

ていたことになる、しかし乍ら、琉球問題について、彼が外人輿論に気を配り出すのは、現実にはこの問題に介入しようとした時、或はその後に起つたと見るのを穩当としよう。まして恭親王或は李鴻章には、一漫遊市民としての立場を強調してその問題介入を渋っている点からすると、^⑧彼が数種の新聞切抜を一括しておく態度の出で来るのは無理であろう。又調停案の発表がヘラルドに掲載される過程には勿論彼の承認があつたわけであるが、前述の様に吉田二郎が吉田清成にヘラルド紙の模様を知らしたのは九月五日、チャールズ・ラウマン (Charles Lauman) 在ワシントン・記者) が調停の事実を知つて、その反響を吉田清成 (在東京) に知らせて来たのは十月十六日付で管見の及ぶところでは最も早い方である。^⑨かくすると、論争の形式からしても甲の日付を(イ)とすることは、論戦は余りにも間伸びしたものととなり、ヤングが新事態の展開を旺盛な記者意識から唯一の手掛りとして、リードを痛撃する迫真性は余りにもぼやかされてしまう。かく考えると甲の発表の時期は必ずや(ロ)の時期、しかも十二月十二日に極めて近い日と推定することを至当とする。^⑩次に問題になるのは、グラントの

調停事実が当時イギリス政界の常識となつていなかつたらしい点である。勿論、その頃は未だ「もう一つの日本」と云う様な芸当は当然期待出来ない。当時在英中の牧野伸顕は日本公使館のうごきは、極めて不活潑で日本側による宣伝などは思いもよらなかつたことを伝えている。^⑪しかれば、パークスを通じての報告を以て唯一のニュースソースとし、これを以て正確とするより外に方法のなかつたことを考えると、これはパークスの正確、綿密な本国政府宛への報告が欠けていたところから出て来たとしなくてはならない。リードはヤングの指摘にあつて、はじめてグラントの調停を知つたとは告白はしていなけれども、強いて平静を粧い、しかもその成果に余り期待を寄せなかつたのは、実はこうしたところから沁み出てくるのであらう。

以上の様であれば、やがてリードの鋒先がパークスに向けられるのは当然の勢であつたらう。

① Dickens and Lane-poole, op. cit., vol. II, pp. 194-6.

② 駐日清公使何如璋は欧米諸國を介して、琉球問題の解決を圖らうとしたが、パークスはこれを拒否して問題の深入りを避けた。(下村富士男氏、「明治維新の外交」三〇九頁)。やがて行われたグラントの非公式の調停案を笑止千萬な仲裁案として全

然その永續性を認めなかつた。(Dickins and Lane-pool, op. cit., p. 198) 事実此等の経過にはパークスは干渉をもたなかつたか明瞭にしないが、日清間の憤懣を緩和し不和の発生を防止するため出来るだけのことをしたと伝記の筆者は評しているが、(Ibid., p. 199) パークスの衷の意図は明かにしていない。しかしこのパークスの態度が葛藤を排発したと云う解釈の生れて来る所以であらう。

③ 吉田文書、三〇六二。

④ 吉田文書、三〇九九。なおこの切抜には、グロープ・キャリヤイ等のグラント帰米時の記事もある。

⑤ ヤング(ヨング)は一八七九—八二に涉つてヘラルドの論議委員、八二—五まで清国駐劄アメリカ特命公使。一八八一年(明・14)日本公使に任命される話がありグラントが彼を推して紛議があつた。(大隈文書A、四四—四)。(リードについては後出)。

⑥ Dickins and Lane-Pool, op. cit., pp. 194-5. (The International Relations of the Chinese Empire. II. p. 275. etc.)

⑦ 一八八〇(明治十三)年、一月十三日、フロリダ旅行中のグラントからワシントンの吉田清成宛の書翰によると、(吉田文書、三一〇六)恭親王・李鴻章から返翰を受領した。その返翰には日清間の紛糾の全面的な解決を約束していないが、その文句は好戦的ではない云々の事が知られる。而して、これが清国政府の公式返信に関するグラントのはじめての回答の様である。

この論戦の行われている頃、(十二月中旬)グラントが既に清国政府からの回答に接し、ヤングにも、それを洩していたか、

どうか、現在のところは確認出来ない。

⑧ 明治文化全集、第二巻、琉球事件(グラント氏意見)。

⑨ 吉田文書、三一〇四。

⑩⑪の如くグラント帰米時の熱狂的な歓迎記事も同封されている。(明治十二年十二月十七日付)。

⑫ 松濤閑談、一一—一二頁。

C リードとパークスの関係

リードとパークスとの対立は実は淵由深いものがあつた。それはリードの来朝直後、一月五日付のパークスのロバートソン宛の書翰によると、リードが日本政府の賓客として熱狂的な歓迎を受けつつあるが、現在の財政状態からして、彼に造船の発注などある筈がないと言つて、政府からの厚遇に対しては意識的にも冷やかであつた。^① 次いで四月十日付書翰にも、案の定、建艦の発注などなかつた旨を報じている。しかも両者会谈の機とてなく、しかもリードは連日物凄い程の歓待をうけた情況を伝えている。^② 更に九月二日付書翰には、東京タイムスの報知をのせて、// 東洋友の会“(Friend of the East)”^③ 設立の旨を伝えて、リードも当然その一員であろうと言ひ、又彼への政府の殊遇は政策

的に行われたもので、彼自身の地位や力量に相応するものではないと大分手きびしい非難で埋められている。しかもこうした政府の態度にはハウス(後出)の後押しがあつたことを指摘しているのは、親しい友であるだけに偽らぬ心情を述べたものとしてよい。^④ 伝記の編者は広汎なパークス文書から唯一通のパークス宛リード書翰(二月四日付)を探し出して載せている。それは表面まことにこともなげであるが、背後には火花をちらす剣が隠されているものであつた。^⑤

それによるとパークスはリードに新聞を送つた様であり、リードはそれに対して非常に興味を持つてゐることであり大変有益であると答えたものである。而してその新聞とは後述のジャボン・ガゼット(一月十六日付)のリード論掲載のものではないかと私は思う。若しこの推論に妥当性を認めると両者の間は正に手きびしい応接である。

そこで先ずリードに対する当時の内外紙の論調を見ておこう。彼の来日に當つて、東京日日新聞が一月十四日付の紙上に、「英国の紳士リード氏来遊す」と題して、彼を正義の士、君子の人と云ふ言葉を用い歓迎・優遇すべきことを論じている。しかもそれには、背後に多分にそれを以て

パークスの威嚇外交を牽制しようとする政府の意図があつたとしてよい。^⑥ ところが、同月十六日発行のガゼットでは、

「単行独力の人にして日本条約の改正を主宰せんとする人を論ず」と題して、リードは東日に論ぜられる如き人物ではなく、外交問題についてはパークスに委ねるべきである」と、全くパークスの肩を持つて論陣をはつていた。^⑦ 即ち、

「英国議院にあつて頗る尊崇信任を得たるの議員と雖も、外国の錢に干与して彼等の間に媒紹し、独り外国の利害を計画せんと欲するは能せざる所」である、リードも亦同断である。^⑧ 又彼は比叡・金剛・扶桑の建造については功績があつたが、^⑨ しかし外交政策の難事を斡旋しようとならば、

よろしく「ヘーリー・パークス及びジオフローイ両君の足下に座し、謹んで其教示を受く」べきである。しかし彼が無根の巷説に惑わされて、「徒に世人をして各国公使は魯鈍狂暴なりとの妄想を起さしむるのみならず、外商は日本を衰弱せしめて己を利するものと思考せしめ、(中略)かの難題たる外交の事件に向つて横議邪説を容れて種々の浮説」をなさざる様にと痛烈に論難するものであつた。しかも「鋭敏奇警の井上君(井上馨外務卿)にして彼を深く信頼

すると驚愕に禁へざる所」とまで自国紙から酷評をうけ、論難ほとんど痛罵にひとしい批判をうけたにも拘らず、そのはげしい非難を尻目に明治政府が賓客として殊遇した背後には、大きな時代の流れがあつたとしなければならぬ。やがてリードはパークスと決戦相まみえる立場に立つに至つた。^⑧

① Dickens and Lane-Poole, op. cit., p. 268.

② Ibid., p. 273.

③ 東洋友の会に關しては、明治十三年刊、渡辺修二郎氏・「明治開化史」が管見するところでは最も古いが、具体的にはどの様な組織であつたか明かでない。グラント及びヘンネシー等が西洋列國の東亜侵略に義憤を感じて作つたもので、公正、実直を旨とし、従来、西洋各國が東洋に施して来た政略を一変して、東西の交際を益々親密にせんとしたものであつたと言われる。因みに、当時のタイムス・ウィックリー・エディションにフィラデルフィヤについたグラントを Universal Peace Society の會員に迎え入れたことを告げているけれども、(吉田文書、三〇九九)當時、この様な類似の組織が實際どの様な役割を果していたか明確にすることが出来なす。

④ Dickens and Lane-poole, op. cit., p. 280.

⑤ Ibid., p. 301.

⑥ 当時東京日日新聞は政府色濃厚な傾向をもつていた。(日本新聞史・八〇頁)。

⑦ 大隈文書、A、九四二、ガゼット新聞抄訳(大蔵省譯訳課訳出)

ガゼットはイギリス系の新聞でブラックの主宰する横浜発刊外字紙、ヘラルドに対抗して同紙は明治政府の施策に批判的であつた。(日本に於ける外字の新聞雑誌「四二頁」)

⑧ 林董述「後は昔の記」(英人リードの事、一六〇頁)には正しくその様な人物としてリードは取扱われているがその記述には誤謬や歪曲が多く、多分に追打ち的な結果論であり取るに足らなす。

⑨ 明治八年に我國最初の甲鉄艦をイギリスに注文し、リードの造船会社に依頼、明治十一年四月六月にかけて横浜に廻航され、当時としては最大の堅艦であつた。明治天皇はこの偉容をみるべく横浜に臨幸を見た程であつた。

⑩ ガゼットが報ずる如く、リードが条約改正についてかくの如く具体的なうごきを示したとすると、先掲のヘンネシーの本國政首脳宛の親展と共に明治十二年の条約改正史上のもつ意味は、下村富士男氏の指摘されるより更に大きな意味をもつこととなる。「条約改正史上の明治十二年」名古屋大学文学部研究論集Ⅱ)

Ⅲ リード及びハウスのパークス非難論

アメリカ人、ハウス (Edward Mandell House) の大隈重信宛書翰によると、リードとパークスの論戦は明治十四

(一八八二)年五月二十三・四日から欧州一流紙上に展開されたようである。^①この論議を導き出す動機は、前述来の経緯で明瞭である。しかしその背後には、更にハウスの言動が後段で述べられる様に鋭く響いていた。

先ず、リードの論陣を最初に眼にするのは明治十四年六月四日、タイムズの論稿がジャパン・ヘラルドに転載されたのを以てはじめとする。しかして両者の論戦は七月の末まで続載された。^②

リードの論稿は「日本と我英国との関係」と題するものである。それによると、彼は一八八〇(明治十三年)十月からクオターリー・レビュー(Quarterly Review)の記者からパークス非難の証拠を求められていたが、昨週(五月二十五・六日・筆者注)に至つて再び要請せられたのでタイムズに掲載すると言つて、自分の目的は「我政府の従来は確かに不完全の者なりし日本との関係を改良せんと勉める」として、パークスが私の所論のあげ足をとつて我意を得たりと言ふならば、私はこう言おう、「氏が嫌忌に触れたる選羅・支那・日本及其他の不幸なる人民は斯る氏が所為を以て爽快なりとは思ふべしと断言するも敢て慚忽にあ

らず」と。しかして彼は「何卒して氏(パークス)が終には日本に於て此上引統いての職任を免ぜられん事を熱望する(中略)夫れ強迫すべき条約にして、或緊要の事件に関し、日本と我國の条約の如く弱國に取て嫌悪すべき者ある所に於て、且聊かにも我公使の自然と傲慢にあるべき傾向ある所に斯く数年の間、引統いて一公使を駐在せしむるは、甚だ斟酌なき残酷の事と云ふべきなり、何んとなれば則ち其實際の結果は因習の久しき、終に我代理官は駐在差遣の政府に対し、恰も主官の如く、否多くは暴虐なる主官の如き地位に至らしめて我自國政府及人民の知らざるのみならず、知り能はざる所の秘密なる不幸・損害をなすに至ればなり」と云うにある。リードとしては在日間の経緯と云い、或は又琉球問題に関するヤングとの論争の際に受けた衝撃と云い、パークスによつて生れるイギリスの不利・後手を強く意識せずには居れなかつたとすべきであらう。「今日日本に就て之を論ずるときは最早公使交代の時熟せりと断言せざるを得ず」と言い切つたのであつた。(傍点筆者)

このリードの所論に対して、パークスも黙つておるわけではなく六月十一日、タイムズに「日本と我國の関係」とい

う駁論を試みた。^③「リード氏の余が面目に關し縷々する所の趣旨は、余に於て之を會得する能はず余は如何なる法衙に出ずるも、明に地に弁明を述べるを甘んず、若しリード氏にして政府は国会院に附すべき書類を其屬吏の意見に任かする者なるを信ずるときは、彼が公務上の經驗は全く余と相異なる者とならざるを得ず」と言つてはねつけたのであつた。

よつて論戦はこれで終るはずはなく、横浜発刊のヘラルドは、七月十九日、「剛情なるサー・イゼー・リード氏は日本と我國の關係と言へる主意にて、再びタイムズ新聞に書を投じたり、即ち左に所載する所のもの之れなり」と抄訳を掲げて次の様に紹介した。^④

これによると、リードが再び陳述せんとした主点は、「米人及魯人は甚だ愛敬を受けるが如く、而して彼の条約改正を阻隔し、或は外国人の上に施して不都合なき正当なる日本の法律に抗議し、或は鴉片に於て不正なる貿易を彈圧し、或は外国郵便局を閉ずる事を拒み、或は琉球事件に關して支那国との葛藤を排発せしは皆我英人の所為なり」と言うにあつた。その内琉球問題に關しては深追いしない

が、具體的事由を挙げて厳しくパークスに詰寄る風潮に、ガゼットも緘黙することは出来なかつた。果然二十五日、パークスを全面的に支持しつつ「そもそもその頃来遊したグラント・ヘンネツシー・リード等は皆東京タイムズの論調に災いされた、パークス氏を誹議するものの証跡とする所は、一時日本に漫遊し、最も經驗なる居留人による皮相論」に外ならない。しからばその皮相論者は一体誰であるか、それはアメリカ人ハウスであると。

以後の日本に於ける外字紙の論戦紹介の焦点はハウスに移ることは勢の赴くところであつた。^⑤

ハウスがパークス非難の声をいつ頃から公にしたか、今にわかには明かにすることは出来ないが、明治十四（一八八二）年六月七日、彼がバリーに滞在中、ポール・モール・ガゼット（Poll Mail Gazette）に投じた論説がジャ・パンヘラルドに転載されているので、今はこれによることとする。^⑥それによると、ハウスはさきにアトランティック・マンズリー（The Atlantic Monthly）でもパークスの態度及び行動について非難したことが知られるが、先の論説はパークスの攻撃に急であつたため、その事実を詳細に論載しな

つたので、改めて先にあげた論説の虚実如何を問うものである、と言つてその行論は極めて綿密である。そこには次の様な言葉が見られる、「去る二十五年の間(条約締結の年から既にこの年まで廿四年を経ている。筆者注)日本に於て施行せし方法を以て英国真の利益を保安、保護するに足るべき歟の疑問、(中略)将来両国の後生子孫の間に真の友誼・親愛を回復する事も覺束なきに至る迄も日本の施治者が耐へ忍び来りたる英国待遇の苛薄に由て生起したる嫌悪を省ずして愈々此苛薄なる政略を恣のままにする事は英国のため之を良策なりとすべきや否や」と。最後に、パークス外交を非難すべき好機は今「公使は自ら英国に在り、以て己れが地位を復すべき信実なる事を証明するに、親しく充分の証拠を示しうる」この時こそが、かえつて好機である。しかし、若しパークスの外交態度検討の機会が到来した場合に、**「名も無き下賤者の放慾無頼なる風語(原注此事件に關したる某社新聞一投書の語)を信することなく、又日本人が歎訴の軽忽誣虚の言語に拘泥せずして、只公開正当の証拠を基とし、大将グラント及びサー・ジョン・ヘンネツシーの如き人物が嘗つて日本に於て目撃・経験の結果如何を証見**

せられん事」を切望す、かくしてはじめて事態は正しく評價せられるであらうと結んでいる。

ハウスが日本人の意見をあげ用いないのは、この非難論争形成の本来的な性格からくと思われるが、第三者の公正な言説で戦おうとする意味だと解しえよう。しかしハウスの論稿には、リードに見られない辛辣な表現によつて埋められている。よつてこれはリードの論稿の様に、いわばイギリス自由主義外交の線に沿いつつパークスを論難する場合なれば免も角、純然たるいわば第三者の視点から、しかも辛辣な論撃には遂にヘラルドも非難の声を叫び出した。七月二十六日、「イ・エチ・ハウス氏の掩うべからざる作言」と題して論評を行い、彼の所説の誤謬を衝きつつ、ハウスを評して、「記者(ハウス)は一種の劇疾に泥み、宛も狂犬の如く動もすれば其鋭牙を揮て猥りに人を刺戟す、故に人敢て之に近くなし」と酷評し、リードの如きは尤も其害を受けたものであり、「大将グラント及びサー・ジョン・ホープ・ヘンネツシー氏亦此疾に伝染せり」とし、その見解に執りつかれた人は青色書冊 (Blue Book: the British Parliament Papers) ではなくては匡正することは困難だと称

した。^②かくの如く、ガゼットも、ヘラルドも次第にその旗幟を鮮明にし、リードとパークスの論争は、ハウスへの論難も加わつて、それはそのまま当時日本に於ける外字紙の対立となり、片やハラルド・ガゼット片や東京タイムス(当時廃刊となつてゐた)と復雑な様相を帯びるに至つた。

当時横浜でもう一つの外字紙は、シヤパン・メール(*Shan Mail*)であつたが、七月三十日、「サー・ハリー・パークス氏及びサー・イドソルド・リード氏」と云う論説を掲げ三紙鼎立の勢はそのまま論調にもあらわれるに至つた。^③メールはこと此処に至つては、パークスは「公役の得失に關する彈判審判」を免れることは困難であるが、出来うれば、リードの攻撃にも応せず自重を切に奨めた。又パークスの態度によつて、日本が無理無法に苛処せられたということ、日本が熱心に改進を謀るのに敢て意に副わず拒否した事實は覆いえない現実である。若しパークスをして「往日の風を脱するを得せしめ、又業既に適當の時期を過ぎたる法式の保守者たらず、却て投棄者」たるを得しめたならば、彼に対する不人氣は払われるかもしれない、と言つてリードにも亦パークスにも非議すべき点があると、中間的

な立場を述べた。

斯様な論調の舌戦が展開されれば、イギリス本国議會は勿論のこと、諸列国でも重大な関心をこの非難論の帰趨に寄せたことは想像に難くない。例えば、アメリカの一新聞論調を見ると、“Our Oriental Neighbour”と題してインターナショナル・レビュー(*International Review*)の五月号に見られる“Recent Change in Japan”と云う眞作佳吉(筆者註、ハウスに伴はれ米國留學中)の論文を紹介し、日本人がイギリスの威嚇に堪えかねている苦惱がよく判ると言つてゐる。^④フランスに於ては国会議員の間では問題になつてゐなかつた様であるが、当時改進黨の首領クレマンソー(*Clemenceau, Georges Eugène Benjamin*)は、やはりハウスに動かされて、ラ・チヌスラー紙上にパークス非難論争に關する意見を發表しようとする情勢にあつた。^⑤フランスに於ける非難論の反響の低調さは当時日仏關係はさしたることなく、この問題はアメリカ程に關心を呼んでゐなかつた為であらう。

かくて、この非難論争は勢の赴くところイギリス本国議員の間にも問題視され、議會に於てパークスは釈明を要求

せられるはめに立至つた。リードのハウス宛書翰によると、イギリス議員デュستن氏のリード宛書状にも「何事に依らず力が及ぶ事は下院又は其外に於ても好んで周旋すべし」と云う激励の言葉が見えるし、其他議員の中には書翰を寄せて、自分に対して厚意を示す人がぼつぼつある情勢である、パークス論難の勢は、当然公使罷免のことに至るやもしれぬと報じ、アメリカの新聞にも「パークスの極東に於ける政策は最もはげしい態度で議会に於て公然非難された」と報じていた程である。この様な情勢であれば、最早パークスの全権公使としての地位はとてども内外の輿論に抗しうべくもない。若し、当時イギリス駐在の日本外交官の有効な一撃が彼に加えられたならば、恐らく彼の日本に於ける生命は翌々年の八月を待たず費え去るべきものであつた。しかるに、現実にはパークスの罷免はその時実現を見なかつた。パリーにあつたハウスは恐らく切齒扼腕したことであろう。即ちパークスのこの時に費え去るべき運命は不思議にも彼と相拮抗した大隈の政治的生活と裏腹の関係があつたことが知られる。

ただ現在当時のイギリスの議会議事録等に眼を通しえないので、

果してどの様に現実に取扱われたか明確にしえない。¹⁰

①⑩⑪ 大隈文書、A、四四一四、英国公使パークス排斥に関する書翰。

②③④⑤ 大隈文書、A、七五八、ヘラルド・マイル両紙所載、パークス英公使非難論争。

⑥ ハウスは明治三年(一八七〇)以降、ほとんど日本で過したアメリカ人で、東京帝国大学の講師(四一五・十五・十六)、東京タイムスの主幹(一〇一三)、又征台の役の従軍記者、日清戦争の通信員、宮内省雅楽部に洋楽を導入してオーケストラの指揮者として、又大隈の外交顧問として多様な活躍をなした親日家。郵便報知の「グラント氏の来られし時、招きに応じて其家に客臨あり(築地居留町のハウス宅)、深く其新聞の俟せず、毀せず、直道にして論ずるを賞されたり」(明治、12、10、13)と云う一節は、ジャパン、パンチのハウスの東京タイムス発刊を諷したボンチ画(日の丸と星条旗の混合をひるがえす彼の姿画)と共に彼の立場を如実に物語るものである。

⑦ Dickens and Lane-Poole, op. cit., pp. 303-4 横浜領事、ラッセル・ロバートソン(前掲ロバートソンの息子)からパークス宛の書翰にも(七月二十五日付)詳細な駁論が見える。

⑧ 大隈文書、A、四四一五。

⑨ 吉田文書、三二九〇。

⑩ ビーズレー教授の書翰によると次の如くである。

His transfer to China does not seem to have been discussed in Parliament at the time, nor do I know of any references to it

IV 非難論挫折の経緯

大隈はこの間井上外務卿の下で条約改正御用掛を命ぜられ這般の問題に関する有力な連繋者の一人であつた^①。しかしこの明治十四年と云う時点は、大隈にとつては重大な岐路に立つていた時であり、彼を政治・外交の主流から追い出すところまで突き進んだ。時に十月十二日であつた。彼の外交顧問であつたハウスが、盛り上るパークス非難論争の筆端に心魂を吐露しつつ、パリーの客舎で筆を馳せたのは六月十三日のことであり、ハウスが提供した重大な情報は一野人の筐底に寝らざるをえない運命にあつた。しからば、ハウスの大隈宛の書翰は如何なるものであつたか^②。

ハウスは言う、「パークス氏を非とする感覚よりして、終に同氏が事跡を議院より多分探偵を入るる事に至るべし」と。しかして「パークス氏が日本に於て人望を失し且つ日本公使の任を解かる事は明々朗々として復た掩うべからず」と。しかし乍らここに私の危惧するのは、閣下が駐英公使森有礼からの報告によつて別種の判断を持たれば

すまいかと云うことである。実はこの間に処する森公使の態度は全くなつていない。元來閣下も御承知の様に、私は森とは不縁の仲ではあるけれども、この様を問題で従来の私心に捉われてはいけなと思ひ、去る六月六日、森公使にロンドン・ジャーナル (London Journal) にパークス問題について投稿しなさいと奨め、「斯の如き日本の盛衰に關する事件につき、成功を遂げらるる時に臨んでは其論稍世に媚ぶるの跡あるも敢て辞せざる所に非るべし」と言い送つた。ところが十日付森公使からの返書には、「余が今日の地位にしては、仮令余に如何の意見あるも緘黙して傍觀せざるを得ざる」ことは承知であろうと言つて来た。

森公使としては現在の日本としてはとてもイギリスに対してその様な態度を執ることは出来ないといふ主観的にも、客観的にも判断したのか、或は本国からの指令も待たずアメリカ記者に使喚されて軽卒にも動くことを自戒したのか、或は、ハウスの個人的な因縁から拒否したのか、彼の伝記からも確定出来ない。

当時の外交上の諸問題は、多く外人顧問、使臣によつて左右されたことは、よく言われているが、ハウスのこの言行こそは明治初期外交史の赤裸々な一断面を如実に示すも

のである。ハウスに言わせれば、「日本官吏の高位を占める人が時事に傾着痛癢なきを見て煩悶の至り、不識不知の激烈の語を吐露する」のであり、「公使(森)の無神経にして時事に傾着痛癢なきは致し方なし噫」と歎ぜしめるしかして、「パークス氏の信用を世に失せしむるの力は十分、森氏の権内にあるものなるを打捨て、然せざればなり」と彼の態度を「愚も亦甚し」と非難するに至る。ハウスは追伸で、森氏を讒害する意などは毛頭なく、唯日本のために其事に処するの敏ならざるを悪むのみと慨歎しつつ、弁解した。

斯様なハウスであれば、後年、明治十五年八月三十一日、朝野新聞に載せられたドイツ人、ヘルマンフライブの投書には、「氏は日本に於ての英語新聞と其政略とに対し、常に勇猛にも反対の旗幟を翻したるに非ずや、今や此困難なる条約改正の時に際し一臂を振つて日本国を助けざるは何事ぞや」と、ハウスの再び東京に帰つて来た姿を評されたのであった。

這般の様な経緯であり乍ら、大隈がこの緊急激烈な書翰を手にしても、これを外交の現実の舞台に、具体的な指令として出す力は欠けて居り、事実又井上外務卿からも森公

使には特別な指令はなかつたと思わざるをえない、大隈の失脚は、いわば非難論争の進展にエポックを劃してしまふこととなつた。しかして又当時の邦字紙が外字紙からの翻譯掲載には幾多の困難があつた様であるから、^①斯様な外字紙(外国紙)の論調は一般には極く一部にしか流布しなかつたであらうし国内輿論の動向を期待するまでには至りえないと考えられる。

① 近代日本歴史講座、初期議會、条約改正、(深谷博治) 六二頁。

② 大隈文書、A、四四一四、

③ 蛭原八郎氏、「日本に於ける外字の新聞雑誌」、四七頁。

④ 山本茂氏、「条約改正史」、二一三頁。

三 パークス自身の立場

パークスがイギリス系の新聞の支援を得ていたことは、そのまま居留英商の支持を得ていたことを窺いうるが、如上の推移に関する彼自身の釈明を尋ねるべき時が来た。しかし乍ら、パークス自身の表白は「伝記」の本来の性格からか、はげしい非難の論争が展開されている間、彼は本国に帰つていたのであるが議會から喚問、証言を需められ

た様な記述は見当らない^①。彼の本国滞在は明治十四年（一八八二）十二月までであつたが、勿論彼はその間全く無為に日を送つていた訳ではない、井上外務卿の熱心な条約改正要求に対する外務省への助言、報告を行い、井上案に対する修正案を提出したりした^②。バード女史宛の彼の書翰には、この紛糾した問題を本国政府がうまく処理してくれるか、疑問視しているが、彼はその年の暮、ジャパン・ガゼットの支配人タールボット（Talbot）から在日イギリス人が彼の帰任を鶴首している旨の書翰を受取つて、日本への帰任の心を固めたのではないかと思われる^③。こうした心根にまた一つの支柱となつていたのは、その夫人の死去に際して執つた明治政府の厚い態度であつたとも言えよう^④。しかし要するに、彼の本国滞在中、彼の立場の表白めいたものは今は探りえない。彼は明治十五（一八八二）年一月、日本に帰任するが、その直後横浜の各国居留民団に招かれた際の言葉は、なかなか自信に満ちたものであつた。「居留民の利益のために更にお尽ししうるに違いないと云う確信に励まされて」私は三度来たつたのであつて、今後「祖国イギリスの爲になすことあるを誓う、はげしい論戦の後

のことであるから、あなた方の中には私がその非難を破砕すべき弁明や駁論をしないことを不満に思う」であろうが、それをやるのは私の本意ではない、私は従来寄せられた諸君の厚い支持を期待していると云うにあつた^⑤。ヘンネツン、或はリード・ハウスの論難にも、パークスの自信は微動だもしないと云う様な自信がそこには溢れている。

明治十六年八月二十七日、既に彼の北京転出發表後、横浜居留民団の告別の宴に臨んだパークスは、その代表から次の様な言葉を送られた。「居留民団は常に交転極りない浮草の集りの様ではあるけれども、相互の永い間の交際にあつて、我々がパークスを同僚に持ちえたことはほんにと喜ばしいことであつた。貴方は我々に栄光や誇りを齎してくれた、我々にとつては貴方の思い出は忘れ得ないものであり、最も愉快な思い出として貴方を絶えず思いかえすであらう」と、しかもその会合はイギリス居留民ばかりでなく諸外国居留民総合の告別の辞であつただけに、彼の心には離任の悲愁と共に過ぎこし方の自己の業績とが、走馬燈の様に駆け廻つたことであらう。彼はしばし言葉をのんで挨拶を述べた様である^⑥。しかし、こうした表向きのレセ

プシヨンでの言動は多少の潤色のあることを考慮すると、彼の心からの告白は友人・知己、或は肉親への書翰の内に求めなくてはなるまい。

七月二十五日、健康上の理由で函館に行つていたパークスはロックハルト (W. Lockhart) 宛の書翰の中で「立場や仕事の變化は私によいかも知らない」とか、「北京の乾燥した氣候が私にはよいかも知らない」と述べているが、『彼の仕事はその生命の熱情である』とまで精神的な努力を傾注して来た彼としては、まことに退嬰的な言葉と言わざるをえない。勿論身体の不調にも一因はあろうがそこには全く色あせた老残の孤影と云つた感じが見出される。又更に注目すべきは、六月七日付のウイルキンソン (元駐日イギリス公使館員判事、当時上海在住) 宛の書翰によると、北京輸出に伴なう減俸の件を報じ、しかもこの処置を個人的な非難を含めた措置ではないと信じようとしていたことを述べているが、^⑤此等を以てしても、輸出は既に春に計画され、しかも彼自身積極的に望んだものではなく、本国政府の措置にはつとめて自制している態度が窺われる。ウイルキンソン宛の書翰の末尾には、日本との条約改正に関する彼の

勧告案が本国政府に受け入れられたことを報じている。

(いまこの間の経緯は明確にすることは出来ない) これが彼のせめてもの慰みてあつたらうか。時にイギリスではグラッドストーンの第二次自由党内閣、四年目であつた。

① Dickens and Lane-Poole, op. cit., pp. 358-9.

② 世外井上公伝、第三卷、三一九頁。Dickins and Lane-Poole, op. cit., pp. 286-9.

③④ Dickens and Lane-Poole, op. cit., p. 292.

⑤ ハード女史 (イギリス) の日本に関する著作の発刊にあつてパークスは序文を序せている。その著作は彼の外交上の地位にも論及している様である。(未見) (吉田文書、三二九〇、A Scrap of a Newspaper, Dec. 28, 1880.)

⑥ Ibid., pp. 289.

⑦ Ibid., pp. 299-300.

⑧ Ibid., pp. 344-5.

⑨ Ibid., pp. 346-8.

⑩ Ibid., p. 341. ロックハルトとパークスとは義兄弟である。

⑪ Ibid., p. 349.

⑫ Ibid., p. 337.

四 論争の評価

——結びに代えて——

パークス非難論争は大隈の失脚によつて劇的な幕切れに

なつた。しかししてこのようなうごきと接触していたのは、現実には政府上層部の極く少数であつて、しかも彼等は實際的な機微を外に派閥の抗争を続けたから所謂外交上の機をつかんでその熟し切つた時態を有効に利用し、その自主性を展開するためには余りに力弱かつた。

しかし、もとを尋ねれば、この非難論争の火付役は、やはりヘンネツシーヤリードに求めることは出来ない。彼等が卒然として日本に來朝し、ハウスの言動にうごかされたのは事実であろう。正しくハウスなくしては、この火の手は揚らなかつた。しかしハウスもお真の契機とは称し難い。彼が燃え上る火の手を見て激すれば激するほど彼は神経衰弱としか目されなかつた。ハウスは政府上層部からの有力な働きかけがあつてこそ、自ら憤し、激し、非難論争の火中にその場をえられたのである。我々はここに至つて、当時の井上等の伝記からは、単に來朝人士を歓待これつとめたと云う記述しか見出すことは出来ないが、これは猛烈な非難をあげた鹿鳴館外交の先駆的なうごきであつたから当然の事であつて、政府上層部からするはつきりとした意図をもつた積極的なうごきを認めなくてはならないと思う。

かくするとパークス非難論争形成の経緯は、從來何ら意識的に取上げられなかつたのであるが、条約改正史上にその先駆的な経過としてまさしく位置付けせらるべき性格をもつていたことを明瞭にしうる。

所謂後日談として、井上が彼等を遇した優待政策に対する評価が、当時内務卿であつた伊藤博文によつて、「井上が英政府の信任する公使を措いて他の力を借りて条約を改正せんとするは間違なり」と語つた如く云われているが、その言葉は事実上、井上の目的が成功しなかつたために、正しく肯綮に當る評釈であるかの様に響くけれども、我々はかえつて、その事実から井上等がヘンネツシーヤリード等をうごかして条約改正途上の最大の痛だと目されたパークスの尊大の地位に動揺を来さしめんとした精一杯の努力のあとを汲み取つてよいと思う。

しかも大隈が井上との間に疎隔を生じ、折角追いつめた獲物も断念せざるをえなかつたという過程に論争の国内的な發展を摘みとる事情が存した。しかししてこれはまた当時の外交を性格付けるものが、経済的な要請よりも、むしろ政治的な条件によつてうごかされると云うことと関連する。

その間に処する外人顧問のいかなる卓説もまた当然その波紋と共に明滅する性格をもち、条約改正の経緯に生々しい国内政治の葛藤を反映することを意味した。

また、国際関係の我国に対する比重が極めて微妙な状態にならうとする際、パークスがその微妙な関係を従来の経験から極く強気に、大雑把に解釈し易いことは、彼の性格からも想像しうることであつて、今卒然として我国に來朝した外国人には、彼の態度は異様なまでに頑固の強がりとししか映らなかつたのであらう。しかもこれに対するヘンネツシーやリードの非難論拠はあくまでも自国の勢威展開として思惟されており、論争の支点にあり乍ら、ハウスがヘラルドにたたかれたのは、彼等と根本的に相違した、いわば日本の立場が強く加味されていたからであつた。ただこの非難論の展開にあつてヘンネツシー・リード・ハウス等の具体的な交渉や相互間の影響をつきとめえなかつたが、パークスの北京転出の実現した事実からイギリスの極東の利害に関する深い関心を徴証しうると共に、相互の連繋が

なくしては徹底実現しえないものであつたとしてよいであらう。

最後に、井上や大隈のこの時点に於ける態度には、所謂条約改正に対する国民的な課題を解決すべき方途としては、永い生命を持ち続けらる性格のもものではなかつたけれども、その妥当性を論ずることはまた自ら別問題であり、本稿は、あくまでも、この経過の解明に終始したわけである。

本稿に於ては、屢々指摘しておいた様になお未解決のものも多く含み、殊に西欧列強の政治経済情勢との連関について、又非難論争に際しての国内新聞の反応の究明等不充分の点があるが、これらの点については御教示を仰ぐと共に他日稿を改めて追究してみたい。

〔附記〕 本稿の一部は去る第五十三回史学会大会に於て発表したものである。又史料の閲覧に多大の便宜を頂いた早稲田大学大隈研究室の諸賢に深甚の謝意を捧げる。

(昭和二十九年十二月稿、三十年五月改稿)

The Denunciations against Parkes

—Some Hints on the History of the Treaty Revision—

by

Muturo Sugii

It is well-known that Sir H. S. Parkes, British Minister to Japan during 1865–1883, took a very important rôle on the stage of diplomacy early in the Meiji Era. But as far as his removal to Peking is concerned, there has been little attempt to bring to light its true, actuating motives.

This thesis aims, from the referred materials newly collected from both within and without our country, to illustrate some of the circumstances around him as well as possible. The deafening denunciations against Parkes might, indeed, be too trifling and obscure amid the great currents of our modern times to bring themselves on to the diplomatic surface. But the affair must be placed in its proper position in the negotiation for the Treaty Revision led by K. Inoue (井上馨), the Minister of Foreign Affairs. In so doing we can relieve the contemporary British policy of the Far East and our international relations of that age: it proves, after all, to be a noticeable turning-point of the Treaty Revision.

I observed, in this article, the process of the denunciations from three different directions.

After surveying the contemporary British foreign policies, I want to point them out, first of all, of the private letters to Gladstone and Salisbury by Sir J. Hope Hennessy, Governor of Hongkong, who came to our country in July 1879, and had given a almost fatal blow upon Parkes' position in Japan.

Secondly, I will remark the hidden, strong influence of Edward Mandell House's opinion, Editor of the Tokio Times, through examining how the invectives against Parkes was brought about by Sir Edward James Reed, a British m. p., who also came over Japan in the same year. and that behind all this did the Japanese Government play

a wire-puller. The change in the political conditions of the year of 1881 brought these denunciation affairs to an end.

Thirdly, an attempt was made to find out a possible clue in the very confessions of Parkes to make unveil the obscure and complicated state of the things.

A Further Comment upon the Interpretation of K'ò i (課役)

by

Shizuo Sogabe

The word k'ò i (課役), which was used as a judicial term in Japan when while chün tien (均田法) was being executed, means sui i (歲役) and tsa yao (雜徭); it does not mean the combination of tsu (租), tiao (調), and yung (庸), substitute for sui i (歲役), as depicted in Chinese history. This has been my interpretation of k'ò i (課役) since 1943. Still at present, however, there are scholars who doubt it by saying that k'ò i (課役) includes tsu, yung and tiao (租, 庸, 調) according to Tang lü su i (唐律疏議). But if we read Tang lü su i closely, we surely find that such an interpretation of k'ò i (課役) comes to be contradictory even in the same book.